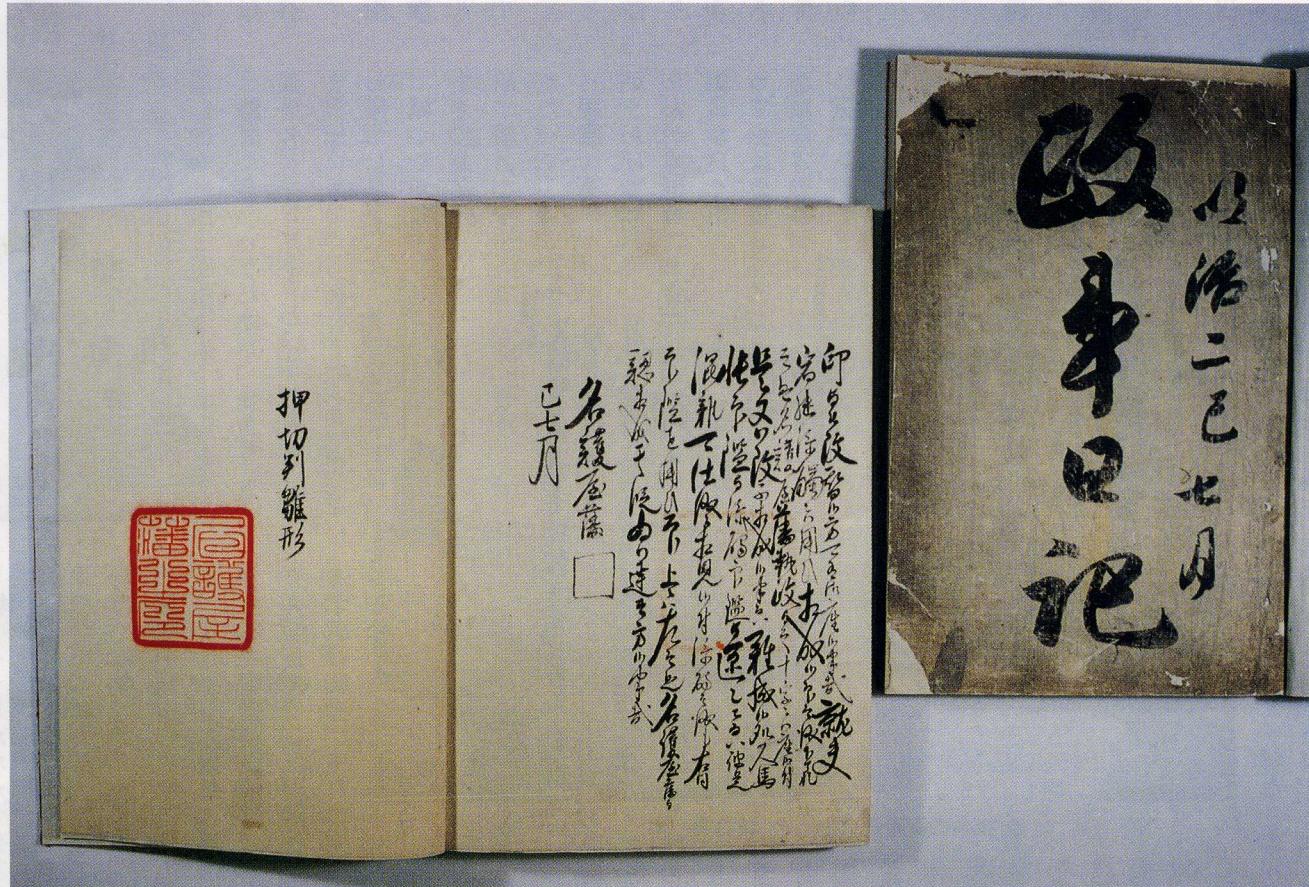


愛知県公文書館だより

目次

『政事日記』(写真と解説)	1	対談 公文書館の思い出	2
公文書館ってこんなところ	4	企画展「東三河の城」について	6
井上如苞のことども	6	史料保存と公文書館	8
レファレンスコーナー	8	利用案内・編集後記	8



『政事日記』(名古屋藩庁文書)

名古屋藩では、明治二年六月十二日より「藩治職制」に基づく改革の一環として、これまでの城諸役所を全て引き払い、名古屋城三の丸にあつた元竹腰家上屋敷に移り、ここを「政事堂」と定め、藩政執務を行つた(本館所蔵『御触留』)。

『政事日記』は、この政事堂に於いて記録された日記の原本であり、政事堂設置直後の明治二年六月から同年十二月までのことが記されている。

本来一冊に綴られていたものであるが、現在では各丁裏打ちの上、七冊に分冊、和綴じ製本されている。

本書を含む名古屋藩庁文書は、長らく愛知県庁で保管されて来たが、昭和四十一年に愛知県文化会館に移管された。さらに愛知県公文書館の設置に際して移管が行われ、本館が所蔵するに至つた。

内容は、政事堂に於いての藩内人事に関する申渡し、新政府からの布告、家中諸士・藩諸役人等からの願い、伺い、届や達、藩の指示等が記録されている。

明治維新の改革期における名古屋藩の対応や藩政の動向を窺うことが出来る貴重な史料である。

対談

公文書館の思い出

初代館長 藤原和恂夫二

—愛知県公文書館が昭和六十一年七月一日に開館して、今年で十一年が経過します。本日は、初代館長として公文書館の運営にご尽力された藤原恂

二氏に、当時の思い出や公文書館を取り巻く事柄について、本館の城館長とフランスに語っていただきました。

城 本日は、お忙しいところお越し

いただきありがとうございます。本館も開館して、十年否、十一年が経過しましたので、十年一昔といいますからそろそろ思い出話をしてもいいかなと思います。藤原さんの館長時代、一番印象に残っていることからお話を始めましょうか。

藤原 何からお話ししていいか、もう

十年以上の昔ですかね。もつとも、十年ではまだまだ非現用化にはほど遠い話ですが。とにかく館長辞令をいただく前の日まで、前任の事務所（経済研究所）の移転のことで頭が一杯でしたから。

城 そういえば、経済研究所は昭和六十一年に移転しましたね。大変だったでしょう。

現館長

藤原和恂

夫二

藤原 そういうわけで、公文書館の英語名がarchivesということも、公文書館に来てから初めて知ったような

わけでした。

城 しかし、すぐに公文書館の顔となられました。

藤原 そういわけではないが、担当職員が良くやつてくれましたから、その影響を受けて、明けても暮れてもアーカイブズにアーキヴィストと言つております。こうした状況の中で、

城 本日は、お忙しいところお越し

いたさりありがとうございます。本館も開館して、十年否、十一年が経過しましたので、十年一昔といいますからそろそろ思い出話をしてもいいかなと思います。藤原さんの館長時代、一番印象に残っていることからお話を始めましょうか。

藤原 何からお話ししていいか、もう

十年以上の昔ですかね。もつとも、

十年ではまだまだ非現用化にはほど遠い話ですが。とにかく館長辞令をいただく前の日まで、前任の事務所（経済研究所）の移転のことで頭が一杯でしたから。

城 そういえば、経済研究所は昭和六十一年に移転しましたね。大変だったでしょう。

城 そうしたなかで公文書館は船出乗せるまでには、大変なご苦労があつたのではないか。

藤原 軌道に乗せるための苦労なんて、それよりも発足に当たつて、當時立大学長（現在は愛知県立大学長）でした塩沢教授を始めとする学識経験者、それに当時の文書課のスタッフの方

城 一方、本館の設置条例である愛知県公文書館条例は、公文書館法と内容がよく似ているし、昭和六十一年七月一日施行ですから、ある意味では、公文

書館法を見越したかのようにも思えますね。

城 ところで、公文書館法制定後、各地で公文書館が設置されるようになります。都道府県立のものは二十六館になりました。市立、町立、設置予定のものも含めると四十館は超えているでしょう。全国的に、公文書館を設立するという気運が高まってきたという感じがしますが。

藤原 それよりも、むしろ私は、公文書館法が成立して十年にもなろうというのに、都道府県立の公文書館が未だ二十六というのは驚きですね。しかしそのなかには、むしろ純粹に歴史史（資料）館というべきものも入っていますが。

城 その見ると、何だか愛知県の公文書

館がその申し子のような気がしたもの

城 公文書館法は昭和六十二年十二月十五日に公布、翌年の六月一日から施行されました。これにより歴史資料として重要な公文書等の保存、利用に関し、国や地方公共団体は適切な措置を講ずる責務を有するとされ、さらには、地方公共団体が公文書館を設置するには条例で定めなければならぬとされた。

城 一方、本館の設置条例である愛知県公文書館条例は、公文書館法と内容がよく似ているし、昭和六十一年七月一日施行ですから、ある意味では、公文書館法を見越したかのようにも思えますね。

城 ところで、公文書館法制定後、各地で公文書館が設置されるようになります。都道府県立のものは二十六館になりました。市立、町立、設置予定のものも含めると四十館は超えているでしょう。全国的に、公文書館を設立するという気運が高まってきたという感じがしますが。

城 それよりも、むしろ私は、公文書館法が成立して十年にもなろうというのに、都道府県立の公文書館が未だ二十六というのは驚きですね。しかしそのなかには、むしろ純粹に歴史史（資料）館というべきものも入っていますが。

城 その見ると、何だか愛知県の公文書

館がその申し子のような気がしたもの



対談中の藤原氏（左）と城館長（右）

愛知県公文書館だより

規模、種別にかかわりなく——の公文書こそ国民、住民を直接繋ぐ第一級の歴史資料たるべきものではないですか。また、我が国の公文書史料を保存し、一バルな見地からもこれからは重要なと存りますよ。

城 フランスには十八世紀末にナシヨナルアーカイブズがすでにあつた。

イギリスは、十九世紀。しかし、日本では一九七一年によくやくできた。この差は、どこからくるのでしょうか。

公文書は歴史資料として貴重なものであるという認識の度合が違う、ということでしょうか。でも、これからは変わつて行かなければならぬでしょ。

公文書館法もでき、公文書というものの価値、貴重な歴史資料であるということが法的に認められたのですから。

藤原 話は少し変わりますが、県庁に明治期の公文書がほとんど残つてないということについて、それは、明治以来の貴重な公文書を紙屑同然に処分したり、または、しようとしたといふことではない。当時、県庁の本庁舎建設と旧県史編纂の時期が重なつてしまつたために、保存場所や利用整理に多少問題があつたかも知れませんが、そういうことは、あり得ない。

城 そうでしょうね。その頃の文書の一部が、徳川黎明会に下附され、今日、徳川林政史研究所や国立史料館に

保存されているのですね。本館ではこれらを複製本にして利用してもらつてあります、利用者はかなり多いですよ。

藤原 今では貴重な史料なんですが、残つてある史料から考へると、当時としても特に貴重な文書の幾つかは、誰か、何處かに秘蔵されているのではないか。それを確認したいという気持ちもありました。それに、終戦直後に完全焼却処分されたという文書。これもどこか片鱗でも残つていなか、一縷の望みを持つて県事務所を始め各地方機関にも直接伺つたこともありました。が、残念ながらその望みは達せられませんでした。

城 本館はこれまで、県の公文書と行政刊行物の収集に力点を置いてきたわけですが、いわゆる古文書とか家文書とかの収集については、あまり目立つた動きはなかつたと思ひます。史料の現地保存ということもありますが、これについては、どうですか。

藤原 開館以来、愛知県公文書館が一貫して、徹底的に県の公文書の収集、保存に尽くして來られたということは、大変すばらしいことだと思いますよ。それが自体が当館の特長を良くあらわしています。もちろん、愛知県公文書館も優れた保存設備と機能を持ち合わせていますから、古文書とか家文書も、貴重な

るという意味からは、買取若しくは寄託されることが望ましいということもあるかも知れません。しかし、現実には難しいのではないかと思います。

城 でも、現実には、貴重な史料が市場に流れてしまつたり、捨てられてしまつたりする状態にある。

藤原 公的機関に先買権を認める制度でもできれば別ですが、またその必要性も認めますか?。

城 話は変わりますが、公文書館法では、「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員」を公文書館に置くとされています。この専門職員とは、いわゆるアーキivistのことだと思いますが、藤原さんは、先進諸国、特にフランスの国立公文書館へも足を運ばれて、見聞を広めていますが、公文書館にとってアーキivistとはどういう存在なのでしょうか。

藤原 数年前ですが、ちょっとしたきっかけで、フランス国立公文書館の館員と知り合つて、館内を案内といつても自分の受持ち範囲だけですが、それでもペパン、シャルルマーニュの時

レパラチストがいるわけで、私の頭に浮かぶのは、このドキュマンタリストなのです。

城 日本では、ドキュマンタリスト的な役割が求められるということでしょうか。

藤原 ええ。公文書等の生成は、今後無限に、そして益々膨大になる。その選別をどうするか、選択的に破棄しなければならないことも出てくるかも知れない。逆に、劣化が進む文書をどう保存するか、どう利用してもらうか、それにこの情報化時代にどう対処するかといったことも考えていかなければならぬでしょ。

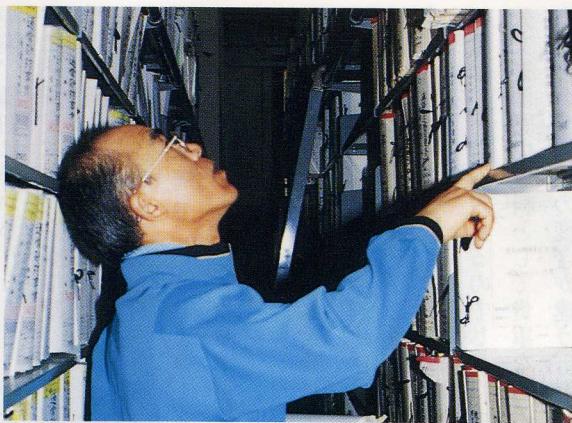
城 そうすると、アーキivistの役割も、今後、益々広がっていくことが予想されますね。非現用文書だけではなく、現用文書として作成される段階からアーキivistがかかわっていく必要がでて来るかも知れません。

藤原 それはそうと、我が家インターネットで archives を検索してみたら、出てきたのは徳島県立文書館だけ。ちょっと寂しいですね。早く出でこい愛知県!

城 エールを送られてしましましたが、いつまでも公文書館について関心を持っていただいているのは、有り難いことだと思っています。今後もよきアドバイスをいただきたいと思います。本日は、ありがとうございました。

公文書館つて

こんなところ



文書課書庫での公文書収集

県行政は、県民生活と深くかかわりをもつものであり、県の公文書、行政刊行物等の史料は、県行政の歩みを伝える歴史資料であるとともに、いわば県民共に有る貴重な財産であります。公文書館では、こうした歴史的価値のある県の公文書等を収集、整理、保存し、県民の皆さん歴史資料として、利用に供しています。

それでは、公文書館の主な業務を説明しましょう。

公文書館が収集する史料には、文書の保存期間が二十年を経過した永年保存文書や、保存年限が有期限の文書のうち、歴史的価値のあるものとして選別した文書のほか、県が作成した広報資料や報告書などの行政刊行物、ビデオテープ、その他歴史的価値のある史料があります。

また、歴史資料をお持ちの方から、史料の寄贈の申し出があった場合は、当館で保存すべき史料かどうか検討の上、受納することがあります。

収集した文書は、シミなどの害虫やカビなどの害を防ぐため、殺虫殺黴薬剤を使って「くん蒸」を実施しています。

行政刊行物については、日本十進分類法の分類番号、刊行物の標題、作成機関名、作成年月日、規格（大きさ、頁数）、発行回数などを調査して「目次カード」を作成しています。

★史料の収集



くん蒸



公文書件名目次作成

★史料の整理保存

収集した史料は、今後永久に保存することと、皆さんの利用の便を図るということから、必要な整理をしています。

す。例えば、永年保存文書については、文書の完結年度、文書作成当時の部課室名、文書綴りの名前、簿冊番号、現在の担当部課室名を調べるとともに、一冊の文書中に含まれる文書を一件毎に、あて名、差出名、文書の件名（題名）、施行年月日を調べて、それぞれ「件名目次」や「簿冊カード」、「目次カード」を作成しています。

行政資料カード目録作成



行政資料カード目録作成

「録カード」を作成しています。

また、年代の古い文書は虫損の甚しいものもありますので、そうした史料は、裏打ちなどの修復をすることがあります。刊行物についても、背表紙などが破損したものは、できるだけ元の表紙を使って補修するようにしています。

史料を補修する場合は、できるかぎり元の状態を変えないような方法を採用するようにしています。

整理が終わった史料は、書庫に配架して保存します。書庫内は、紙史料の保存に適しているといわれている温度、湿度が二十度、五十%を標準として、一定になるように調節されています。

れ、ボロボロとはかれ落ち、文字を読むこともできなくなるおそれがありま
す。公文書館では、やがて来るこうし
た原本の滅失に備えて、史料のマイク
ロフィルム撮影を実施しております。
また、よく利用される明治十七年頃
の地籍図は、破れたり、折り目が裂け
たりして、傷みが激しくなつてしまい
たので、原図の色や細かい文字などが
判別できるほどの精度をもつた複製図
を順次作製しております。



史料のマイクロフィルム撮影

公文書館では、所蔵史料をもつと皆さんに利用してもらうため、あるいは公文書館制度の普及を目的として、毎年テーマを設けて、所蔵史料の企画展示を行っています。

企画展のテーマ選定や展示内容については、公文書館の職員で構成された「企画展準備会議」を設けて、検討しています。公文書館らしい企画展示を中心掛けています。平成九年度夏の企画展のコンセプトは、所蔵史料の活用例を展示することでした。

A photograph showing two men in white shirts and patterned ties examining large architectural blueprints spread out on a long wooden table. The man on the left is leaning over the table, pointing at a specific part of the blueprint with his right hand. The man on the right is also looking down at the blueprint, focused on the same area. In the background, there is a long wooden table with chairs, and some books or papers are visible on the table.

展示の説明パネルの製作

★企画展の開催

愛知県にかかる深い史料についても、マイクロフィルム撮影などを用います。

刊行物、古文書などの史料は、原則として所定の整理を終えたものから閲覧できます。ただし、個人・団体の秘密保持や公益上の理由により利用に供することが不適当なものは閲覧できません。また、史料の損傷が著しく、保存上支障があるものについては、閲覧をお断りすることもあります。

閲覧史料については、一部の史料を除いて複写サービス（有料）にも応じ

閲覧史料については、一部の史料を除いて複写サービス（有料）にも応じ



閲覧者の応対

★史料の閲覧

また、公文書館では、高校や大学などからの依頼により施設見学を実施することもあります。また、県が実施する「走る県政教室」の施設見学コースともなつており、多くの見学者を迎えております。見学者に対しでは、公文書館というものが日本ではまだ新しい施設であるので、公文書館の歴史や意義、業務内容、所蔵史料あるいは利用の方法などについて説明しております。

愛知県の歴史に関する質問や所蔵史料についての問い合わせなどにも応じております。手紙、電話、ファックスなどいろいろな方法の照会に応じておられます。



見学者への説明

企画展 「東三河の城」について

平成九年八月一日から九月三十日まで、本館（愛知県公文書館）展示室において、企画展「東三河の城——地籍図にみる城跡——」が開催された。

平成五年には「尾張の城」、平成六年には「西三河の城」をテーマに企画展が開催されており、「城」をテーマ



企画展の入場者

明治十五・十六年の調査によって作成されたもので、一筆ごとに土地の形状が描かれ、池川、道路、寺院など種類別に色分けされて手書きされたもので、往時の様子がよくうかがわれることから貴重な歴史資料、学術資料として注目されているものである。

さて、東三河地域の城は、県教育委員会が実施した中世城館跡調査によると四百余に上っているが、その中から地域バランス、遺構の状態などを考慮して十か所を選定し、関連の地籍図、現況写真などの展示を行つた。

「城」をテーマにした企画展は人気が高く、「尾張」、「西三河」とも入場者は一千人を超えていた。今回も入場者は一千四百人に達し、盛況であった。

（資料課・加藤勝美）

企画展

蔵資料の紹介をする、というPRを目的としており、今回もその視点は貫かれた。すなわち、個々の城の構造、立地、歴史的役割といった、「城そのものの」の紹介ではなく、現在では消滅してしまった城の形跡を、本館所蔵資料の地籍図によつてたどり得ることを示す展示となつた。その地籍図であるが、

明治十七・十八年の調査によって作成されたもので、一筆ごとに土地の形状が描かれ、池川、道路、寺院など種類別に色分けされて手書きされたもので、往時の様子がよくうかがわれることから貴重な歴史資料、学術資料として注目されているものである。

永井荷風の日記『断腸亭日乗』昭和五年七月十一日の条に、次の

ごとき記述があつた。

——県庁文書から——

井上如苞のことども

屋の県庁に祇役したということである。

わたくしは担当業務として、おもに明治初期の県庁文書を解説して件名目次の作成をしているが、明治九年から十一年までの文書に井上如苞の名を見いだした。印章によれば、所属は愛知県第三課改組係。明治九年十一月廿二日付の愛知県令安場保和代理参事国貞廉平あて畠穂麦原量宅地原価予定之義二付具申書には、三河国地租改正主務のひとりとして権中属井上如苞と署名されている。明治十年十二月八日、明治十一年一月八日、九月九日、同月三十日付文書は、いずれも六等属井上如苞。

東京へ移住した年月は未詳ながら、『断腸亭日乗』で荷風は、如苞が千葉県安房郡の郡長となり、大正十年某月、七十余才で世を去つたという。しかし、忌辰は大正十一年四月の誤り。同日乗大正十一年四月二十五日の条に「如苞翁逝去の報に接す」、翌二十六日に「葬儀」が明記されているからである。（総務課・田中　輝）

展示と異なつて、展示を通して本館所蔵の企画展は一般の博物館などの企画展となつた。

荷風の親友井上精一（啞々）の経歷についてはさて置き、わたくしの注目を惹いたのは、右の文中にある啞々子の嚴君如苞が「名古

史料保存と公文書館

公文書館は、公文書を始めとする歴史資料の保存、利用機関である。ここでは、古文書は言うに及ばず、現代の公文書も一定の時間が経過すれば、歴史的価値ある史料として保存されてい研究に資するため史料を収集し、保存するのであるから、史料の保存にあたっては万全を期すべきである。

史料を保存整理するにあたっては、次の四つの原則が一般的な原則としてよく示される。

第一は平等取り扱いの原則。すべての史料に同等の価値を認めて、平等に取り扱うということである。史料の保存整理者が取るべき基本的姿勢である。第二は出所原則。史料が公文書館に移管される以前に、その史料を作成、受領、保管してきた組織、個人を特定の出所として、他の出所の史料と混同してはならないということである。第三は原秩序尊重の原則。同じ出所の史料のなかで、個々の史料がもともと与え

られている秩序（配列）が、組織、個

人の活動の体系を反映している場合に是、そのもとの秩序（配列）を尊重して残さなくてはならないということ。

つまり、出所における史料の保管状態を尊重せよ、ということである。第四は原形保存の原則。個々の史料の原形を尊重せよ、ということである。第四

——文字、料紙の大きさや厚さ、料紙の使い方、冊子の判形・綴じ方・綴紐の種類など——は、尊重して保存しなければならないということである（大

藤修・安藤正人著『史料保存と文書館学』）。

これららの原則は、次のような史料保存の理念を前提としているのではないだろうか。つまり、歴史資料は多種多様な価値を有しており、その価値は、現在のみならず未来の人々も共有すべきものであり、史料が有するすべての価値は正確に伝え残さなければならぬ、ということである。そうであるならば、公文書館における史料保存のあり方も見えてくるのではないだろうか。

史料保存の理念を徹底するならば、史料には一切手を加えない方がよいと

なるが、史料は利用されてこそ価値があるものである。したがって、利用のための最低限度の保存処置を施すこと具体的にどのような保存処置を考えられるであろうか。

保存はまず、建物の外部環境の検討から始まる。仮に、建物が交通量の多い立地環境にあるとすると、排気ガス

が空調システムなどを通じて建物内部へ侵入し、長い年月の間には史料を汚染し、取り返しがつかなくなることも予想される。そうならないためには、予め空調システムなどに大気汚染対策を講じておかなければならない。

次に、建物の内部環境としては、書

庫、閲覧室の温湿度管理が問題となる。以上、保存処置の具体例をみてきた紙史料とフィルム史料とでは保存の最適条件が異なるように、史料の性質に応じた温湿度管理ができるような空調設備や建物構造とすべきである。

さらに、史料を識別するために貼るラベルや裏打ち修復を実施する場合は、

ラベルや裏打ち用紙の材質や用いる糊の原料が史料に影響を与えないものでなければならぬ。史料の原状に手を

最後に、史料劣化対策として、マイクロフィルムなどの複製物を作成する場合がある。だが、複製物があるからといって、原史料の保存管理がおろそかになつては、本末転倒である。複製物はあくまで代替物であり、原史料の価値には遠く及ばないのである。また、

閲覧についても、すべて複製物で対応するという姿勢はよくない。複製物で目的が達せられる場合はそれでもよいが、原史料の閲覧が必要な場合は、可能な限り原史料を閲覧させるべきである。なお、利用頻度の高い史料は、原史料に近いレプリカを作成することで、代替性を高めることができるのでないかと思われる。

今後、この分野の研究開発が進むことによつて、より適切な保存処置が可能となろう。

公文書館は史料保存の専門機関であるから、史料保存には最大限の力を注ぐべきであり、史料の状態に応じて、史料保存理念や史料保存の四原則に基づいた最適な保存処置を施せるように、保存体制を整備しておくべきではないだろうか。

（資料課・水野和明）

レポート

Q 海部郡永和村と佐屋町が昭和三十一年頃合併したが、それに関する村議会の会議録を見たい。関連する資料はないか?

A 県総務部地方課編『市町村沿革史』

(昭六二)によれば、確かに昭和三十一年四月一日、永和村は津島市、佐屋町、蟹江町、十四山村に分村合併して

いる。そこで、昭和三十一年の地方課の公文書を目録で調べると、『地方区画(永和村分割処分)』の簿冊が二冊あつた。町村合併促進法施行による県試案の永和・市江・佐屋・立田村四カ村の合併では、小学校統合化の問題があり、世論の統一ができなかつたため二段階に分けての合併となつた。

前年に佐屋・市江村が合併し、三十一

年四月一日永和村の北部は津島市へ、南部は佐屋町へ、又住民の希望に沿つて一部は蟹江町と十四山村へ分村合併した。それぞれの合併申請書には、永和村議会の会議録の写しが含まれていた。

(資料課・伊藤政子)

利用案内

★開館時間

午前九時から午後五時まで

★休館日

土曜日・日曜日

国民の祝日

年末年始(十二月二十八日から一月四日まで)

整理期間(春季十日以内)

★利用方法

資料の閲覧は無料です。

資料の貸出は行いませんので、閲覧室にて閲覧してください。

資料の閲覧を希望するときは、備え付けの閲覧票に、住所、氏名、資料名を記入して提出してください。

資料の複写の希望にも応じています。(有料)

- 交通機関
- 地下鉄名城線「市役所」下車
- 5番出口
- 市バス基幹2 「市役所」下車
- 市バス幹線13 「市役所」下車
- 市バス18系統 「市役所」下車
- 市バス20系統 「市役所」下車

■案内図



編集後記

▼愛知県公文書館だよりの創刊号をお届けします。創刊号にふさわしく初代館長の藤原さんと城館長との対談を企画してみました。紙面の都合で割愛させていただいたところもありますが、藤原さんの公文書館に寄せる熱い思いが感じられました。

今後とも公文書館へのご助言をお願いします。

▼編集を終えた今、ほっとしたというのが正直な気持ちです。この「だより」の編集を受けたのはいいが、果たしてできるだろうかと不安でしたが、なんとかやり終えることができました。執筆者の皆さんに感謝。第二号もよろしくお願いします。

愛知県公文書館だより 創刊号
平成九年十二月一日
編集発行 愛知県公文書館
〒460-00名古屋市中区二の丸
二二三一二二
（県庁代表）

愛知県公文書館だより 創刊号
平成九年十二月一日
編集発行 愛知県公文書館
〒460-00名古屋市中区二の丸
二二三一二二
（県庁代表）

電話 ○五二(九七三)三三五〇
FAX ○五二(九七三)三三五〇
その他、不明な点は閲覧室の受付にお問い合わせください。